

町田市議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由説明)

本案は、地方自治法の一部を改正する法律（平成２３年法律第３５号）が施行され、市町村における基本構想の策定に関する規定が削除されたため、市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想について、議会の議決すべき事件とすることを定めるものである。